reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the examination of qualifications by Japan Atomic Energy Agency for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑺ Time limit for tender; 5:00 PM, 31 August 2009

⑻ Contact point for the notice; Yuka Kikuchi, Purchasing Section, Administration Department, Oarai Research and Development Center, Japan Atomic Energy Agency, 4002, Narita-cho, Oarai-machi, Higashiibaraki-gun, Ibaraki-Ken 311―1393 Japan, TEL 029―267―4141 (Main Number)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年7月10日

契約担当役

独立行政法人労働者健康福祉機構

和歌山労災病院長　玉置　哲也

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　30

○第25号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　購入件名及び数量

多列型エックス線ＣＴ一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成21年11月30日

⑸　納入場所　和歌山労災病院

⑹　入札方法　上記１⑵の件名のほか納入に要する一切の諸経費を含めた額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　労働者健康福祉機構における物品の販売等の競争参加資格を有するものであること。

⑷　薬事法に基づく医療用具の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

⑸　その他契約担当役が必要と定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒640―8505 和歌山県和歌山市木ノ本93―1　和歌山労災病院会計課契約係　髙塚千恵美　電話073―451―3181

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札書の受領期限　平成21年９月３日13時

⑷　開札の日時及び場所　平成21年９月３日14時　和歌山労災病院院内会議室①

4　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならず、当該書類に関し、開札日の前日までの間において、契約担当役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した入札者であって、独立行政法人労働者健康福祉機構会計細則第42条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Contracting Entity: Tetsuya Tamaki The Obligating Officer, Director Administration Department, Japan Labour Health and Welfare Organization Wakayama Rosai Hospital

⑵　Classification of the products to be procured: 22, 31

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: A Set of Multi-detector X-ray Computed Tomography Sccanner 1 Set

⑷　Delivery date: By 30, November, 2009

⑸　Delivery place: Wakayama Rosai Hospital

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,

③　be a qualified person in Goods Suppliers for participating in tenders by the Japan Labour Health and Welfare Organization,

④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify,

⑺　Time-limit of tender: 1:00 PM 3, September, 2009

⑻　Contact point for the notice: Chiemi Takatsuka Procurement Section, Accounting Division, Wakayama Rosai Hospital 93―1 Kinomoto Wakayama-shi Wakayama-ken 640―8505 Japan TEL 073―451―3181

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年7月10日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構

埼玉病院長　牛島　康榮

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　11

○第3238号（№3238）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　借入件名及び数量

電子カルテシステム　一式

⑶　調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による。

⑷　借入期間　平成22年１月１日から平成26年12月31日まで。

⑸　借入場所　独立行政法人国立病院機構埼玉病院

⑹　入札方法

落札決定は、総合評価の方法をもって行うので、

①　総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。

②　入札金額については、借入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。